

全事業共通 注意事項（申請前に必ずお読みください）

1. 必ず交付決定日以降に作業を開始してください。

- ・申請＝交付決定ではありません。交付決定日より前の日付の請求書および領収書は無効となり、助成金を支払うことができませんのでご注意ください。
- ・対象地は、一般に開放され地域住民が広く利用する場所で、かつ事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とします。

2. その他申請に際しての注意事項について

①下記の経費は助成対象外となっています。

- ・新潟県外で行う活動。
- ・業者への一括委託での実施（植樹、育樹等）

※自主的なボランティア活動への支援が原則だが、活動を実施するなかで安全上問題が発生するなど、やむを得ず作業の一部を委託する場合のみ助成対象とします。

- ・果樹
- ・草花購入費及び花壇の造成費。（緑の少年団関連事業は除く）
- ・団体の運営経費（事務所借上費、光熱費、事務用品費、人件費等）に相当するもの
- ・飲食費《但し、作業中の飲み物（ポットドリンク、お茶、ジュース、コーヒーなど）は対象可。1人100円程度×参加人数》
- ・総額3万円（税を除く）を超える刈り機、チェーンソー等の動力付き作業機器（バッテリー含む）の購入費（超えた金額は自己負担）
- ・総額3万円（税を除く）を超える作業機器類の修繕・修理費（超えた金額は自己負担）
- ・総額2万円を超える講師報償費、指導者謝金（超えた金額は自己負担）。（緑の少年団関連事業は除く）
- ・3mを超える大苗
- ・総額3万円（税を除く）を超える啓発看板・標柱・案内板の費用（超えた金額は自己負担）

②助成事業の植樹施行地（初年度）は、1施行地あたり1基の啓発看板または標柱の設置を原則とします。

③苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域の植生を考慮したものとしてください。

なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

また、苗木の購入については、2者以上から見積書を取得することを原則とします。

④植樹・育樹面積、苗木の種類・規格（樹高2.5m以上のものは幹周も）・本数・単価を必ず記載してください。

⑤助成金の振込がある場合、実績報告等に振込口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が記載のページ）を添付してください。

⑥原則として、同一年度中に同一箇所で、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の助成事業を重複して実施することはできませんのでご注意ください。

<お願い>会員加入について

- ・事業実施にあたり、団体ホームページや会報誌、チラシ、マスコミへの配布資料を作成する際は、本事業が（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の事業であることを明記し、幅広い周知となるようご協力をお願いします。
- ・当委員会では、21世紀の百年をかけて緑の遺産づくりを行う「にいがた緑の百年物語県民運動」に取り組んでいます。次世代に緑の遺産を引き継ごうとする皆様も、是非、会員となられて共に運動を盛り上げていきましょう。入会のご希望は、事務局までご連絡ください。